

71 在英留学生監督正木退藏へ英貨送付に付文部省通知

〔明治十年一月三十一日〕

〔朱書
会第五拾三号〕

英國留学生プレミアム等英貨八百磅送致之件別紙之通監督正木
退藏工電報及郵信取計相成候此旨為御承知御通知および置候也

明治十年一月卅一日 会計課長

文部権大書記官辻 新次

東京開成學校長補 濱尾 新殿

英文電報

生徒之プレミアム其他修学予納金トシテ即今英貨八百磅可送付
候条遂テ学資金之内より引去候積ヲ以貸附可有之候尤学資ハ毫ケ

年千円の増加致シ難シ委細ハ郵便

明治十年一月十七日 文部大輔 田中不二麿

ロンドン、イースト、セントル、ビショップス、

ゲート、ストリート、ウヰシン

日本領事館 正木退藏殿

郵便

明治九年九月十四日附第壹式参考公信到達生徒プレミアム之件等悉致領認候右ハ即今英貨八百磅大藏省國債局ヲ經由及送附候間領收証書御廻可有之候尤可成丈プレミアム或ハ予納金等ヲ要セ修学シ得ヘキ學校ヲ擇之入学可為致儀ハ勿論ニ候得共到底プレミアム等ヲ要スル學校非サレハ修学シ能ハサル向ニ限り精密調査之上右費金一時貸附御取計相成可然乍併遂テ學資金之内ヲ以可引出候間此旨ハ予テ生徒エ御示達可有之候堵又學資増加之儀ハ難聞届候得共支給之方法等更正スヘキ見込ニ候条右生徒プレミアム謝金授教料或ハ書器購求費之如キ全ク學資ニ属スル各費之細目金内(マダ)衣招料等難費ニ係ル者之細目共實際可成節減致密ニ取調至急郵便ヲ以御報知可有之候也

明治十年一月十九日 文部大輔 田中不二麿

米国倫敦府在留 留學生監督 正木退藏殿

〔文部省往復〕明治十年分四冊之内丁号 ⑩ A 21